

○三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年9月27日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年三芳町条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、三芳町役場掲示場への掲示、広報紙又はホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができるものは、団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (4) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (5) 国税及び地方税を滞納しているもの

(申請書類)

第4条 条例第3条に規定する申請書は、公の施設に係る指定管理者指定申請

書（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第3条第3号に規定する書類は、次の各号に掲げるもののうち町長が必要と認めたものとする。

- (1) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- (2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (3) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (4) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (5) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

3 条例第3条第4号に規定する書類は、次の各号に掲げるもののうち町長が必要と認めたものとする。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 申請資格に関する申立書（様式第2号）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要領の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

（選定委員会の設置）

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、三芳町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（選定委員会の組織）

第6条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員の数及び任期は、

指定管理者の指定に係る公の施設の規模及び機能を考慮し、町長がその都度定める。

- 2 委員長及び委員は町職員の中から町長が任命する。
- 3 前項に掲げる者のほか、町長は、必要に応じ知識経験を有する者を委員として委嘱することができる。

(職務等)

第7条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議)

第9条 選定委員会は、三芳町公の施設に係る指定管理者に応募したものについて審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、施設マネジメント課において処理する。

(指定の通知等)

第12条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、様式第3号によるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 条例第10条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、公の施設に係る指定管理者の指定取消しについて（様式第4号）又は公の施設に係る指定管理者の業務停止命令について（様式第5号）により行うものとする。

（委任）

第14条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第3号）抄

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

公の施設に係る指定管理者指定申請書

年 月 日

三芳町長

法人・団体住所 _____

法人・団体名 _____

代 表 者 名 _____

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	

2 提出書類

- (1) 法人登記事項証明書(法人の場合)
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- (4) 申込資格に関する申立書(様式第2号)
- (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要領の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第2号)
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (7) 管理に係る収支計画書
- (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)
- (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

様式第2号(第4条関係)

申立書

年 月 日

三芳町長

法人・団体住所 _____

法人・団体名 _____

代表者名 _____

_____の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり
申し立てます。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- 国税及び地方税の納税義務がない
(理由)

様式第3号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長

印

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長

印

公の施設に係る指定管理者の指定取消しについて

年 月 日付け 第 号で指定した本町の公の施設の指定管理者の指定について、三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

記

理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三芳町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、三芳町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において三芳町を代表する者は、三芳町長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長

印

公の施設に係る指定管理者の業務停止命令について

年 月 日付け 第 号で指定した本町の公の施設の指定管理者業務について、三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり業務の全部・一部を停止することを命じます。

記

1 業務停止の内容

2 業務停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 業務停止命令の理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三芳町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、三芳町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において三芳町を代表する者は、三芳町長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 12 条関係)

様式第 4 号 (第 13 条関係)

様式第 5 号 (第 13 条関係)